



令和8年熊本地震による被害に遭われた方へ



家財に被害があった場合



家財とは？

住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいい、衣類、寝具、食器、燃料、家具、調度品、書画、骨董品等は含まれ、山林、宅地、田畑、貸家等の不動産および現金、預貯金、有価証券等は含まれません。また、原則として住居内にあるものに限られ、倉庫等に預けているものは含まれません。

よくある質問

- Q：以下のものは家財に含まれますか？
システムキッチン、ユニットバス、トイレ、ふすま、障子、畳、エアコン、給湯器
- A：建物と一体となっている設備は対象外です。ただし、エアコン、給湯器等転居時に取り外すことが前提のものは家財に含めることができます。
- Q：自動車や自転車は家財に含まれますか？
- A：家財に含まれません。ただし、通勤に使用している場合（通勤手当の対象）は家財に含まれます。

注意

- 営内居住の自衛官等の組合員の家財は、留守宅（実家等）に収容されている家財と営内にある家財を合わせたものとなります。
- 組合員と被扶養者が別居している場合には、被扶養者の住居又は家財も組合員の住居又は家財の一部として取扱い、損害の程度は双方を合算して判定することとなります。

含まれるもの（例）

衣類、寝具、食器、調理器具、漆器、食料品、電子レンジ、オーブン、ステレオ、パソコン、テレビ、ビデオ、ラジオ、扇風機、エアコン、ファンヒーター、ストーブ、給湯器、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、本棚、食器棚、タンス、鏡台、サイドボード、机、椅子、ソファ、テーブル、カーテン、絨毯、カメラ、メガネ類、書籍、CD、レコード、人形、カバン、靴、スポーツ・レジャー用品、ピアノ、照明器具、ドライヤー、FAX電話、装身具、ミシン、仏壇、絵画、化粧品、時計、ゲーム機、貴金属、家庭用燃料タンク、灯油、通勤に使用している自動車・バイク・自転車等

含まれないもの（例）

不動産、現金、預貯金、有価証券、システムキッチン、ユニットバス、トイレ、ふすま、障子、畳、ペット、墓石、通勤に使用していない自動車、バイク、自転車、倉庫等に預けているもの等

必要書類

写真等は他の保険請求手続きにも必要となります！

- * 災害見舞金請求書（電子申請又は紙申請）
- * 市区町村等が発行する罹災証明書等（被害の程度が記載されたもの）
- * 家財損害額一覧表（定型様式）⇒ 損害があった家財の品目、数量、損害額等をご自身でご記入いただきます。
- * 写真など損害状況が確認できるもの ⇒ 写真を撮らずに廃棄等された場合はその旨の申立書が必要です。

【参考】「損害の程度」の判定方法：家財損害額一覧表に基づき、以下のとおり算定します。

① 損害額の換価 * 完全に使用不能・破損した家財：損害額＝当初の購入金額
* 修理可能な家財：損害額＝修理費用

② 2分の1以上、3分の1以上の判定 * 損害額／当初の購入金額の割合で判定

【コンタクトセンターへのお問い合わせ】

メール：共済組合HP「コンタクトセンター問い合わせフォーム」
又は 電子申請システムの「お問い合わせ」より

電話：050-3651-0805（通話料は組合員様負担）
又はLINE電話（通話料は無料、データ通信量は消費）

